

2026 年 7 月 8 日

事案管理番号:380140

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 5 日

0:40 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 5 日

1:11 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 5 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE -2.7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分不明

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日

19:00 直接母乳

生後 1 日

3:26 全身チアノーゼあり、呼吸なし、刺激への反応なし

3:30 バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫開始

3:46 心拍数 86-104 回/分、胸骨圧迫中止

(7) 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、新生児の呼吸停止により低酸素状態となったこと
によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 新生児の呼吸停止の原因を解明することは困難であり、特発性 ALTE(乳幼
児突発性危急事態)に該当する病態と考える。
- (3) 新生児の呼吸停止は、出生当日 19 時頃から生後 1 日 3 時 26 分頃までの間
のいずれかの時期に生じたと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 分娩経過中の管理(分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の対応は一般的である。
- (2) アプガースコアについて、5 分値の記載がないことは基準を満たしていない。
- (3) 急変後の対応(バック・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、搬送依頼、気管挿管)
は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 妊産婦が陣痛発来等で入院した場合には、バイタルサインや胎児心拍数陣痛図の判読所見を診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、陣痛発来入院後の妊産婦のバイタルサインや胎児心拍数陣痛図の判読所見の記載がなかった。妊産婦のバイタルサインは妊娠高血圧症候群や感染徴候を知るため、また胎児心拍陣痛図の判読所見も胎児健常性の確認のため、いずれも重要な所見であり、確実に診療録に記載することが望まれる。

- (2) アプガースコアについては、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に則して 1 分値と 5 分値を判定し記録することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数陣痛図が紛失のため保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、今後は診療録と同等に保存することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. ALTE(乳幼児突発性危急事態)の実態調査、病態解明、防止策を策定することが望まれる。
- イ. ALTE に対する注意喚起や知識の普及、周知を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。